

第1章 総 則

(目 的)

- 第 1 条** 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、子どもの理解に必要な知識、教養を授けるとともに、深く保育に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的、実践的能力を備え、社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。
- 2 本学保育科は建学の精神に則り、保育・教育に関する研究と教育を行うとともに、保育・教育現場に対応する豊かな人間性と実践力を備え、地域社会の保育・教育の発展に貢献できる保育者の育成を目的とする。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

- 第 2 条** 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
保 育 科	50人	100人
合 計	50人	100人

(修業年限及び在学年限)

- 第 3 条** 本学の修業年限は、次のとおりとする。
- 保 育 科 2年
- 2 同一科に在学できる期間は、修業年限の2倍の期間を超えることはできない。

第3章 学年、学期、授業日数及び休業日

(学 年)

- 第 4 条** 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期及び授業日数)

- 第 5 条** 学年を次の2学期に分ける。
- 前 期 4月1日から9月30日まで
- 後 期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週を原則とする。

(休 業 日)

- 第 6 条** 休業日は次のとおりとする。
- 日曜日
- 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 創立記念日 5月15日
- 春季休業日 3月21日から4月10日まで
- 夏季休業日 7月11日から8月31日まで
- 冬季休業日 12月21日から1月10日まで
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時に休業日を定めることができる。
- 4 休業日であっても、授業を行うことができる。

第4章 入学、退学、休学及び転学等

(入学の時期)

- 第 7 条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第 8 条** 本学に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認定した者

（入学の出願）

第9条 本学に入学を志願する者は、本学所定の手続によって願出するものとする。

（入学志願者の提出書類）

第10条 入学志願者は、入学願書に出身学校の学業成績調査書及び所定の入学検定料を添えて、本学に提出しなければならない。

（入学者の選考）

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の許可）

第12条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。

（編入学、再入学、転入学、転学）

第13条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

3 本学から他の大学に転学を希望する者は、学長の承認を得なければならない。

（休学）

第14条 疾病その他やむを得ない事情により、2ヵ月以上修学することができないときは、休学を願出することができる。その手続は別に定めるところによる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第15条 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第3条第2項の在学年限には算入しない。

（復学）

第16条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第17条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署のうえ、学長に願出しなければならない。一旦退学した者が再入学しようとするときには、退学後2ヵ月以内に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

（除籍）

第18条 次の各号の1に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を越えた者
- (2) 第15条に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促しても、なお納付しない者
- (4) 長期欠席し、病気又はその他の理由により成業の見込みがないと認められる者

- (5) 長期間にわたり行方不明の者
2 前項の規定により除籍された者については、一切の証明は行わない。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

- 第19条** 授業科目を分けて、教養科目及び専門教育科目とする。
2 授業科目の種類、単位数等は、別表第1のとおりとする。
3 前2項のほか、進路指導上必要と認めた場合は特別の授業科目を置く。

(履修登録単位の上限について)

- 第19条の2** 年間において履修できる単位数の上限は、履修要綱において別に定める。

(教職課程)

- 第20条** 第19条に定めるもののほか、教職に関する専門科目を置く。
2 授業科目の種類、単位数等は、別表第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

- 第21条** 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して定める。
(1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の講義をもって1単位とする。
(2) 演習については、教室内における2時間の演習に対し、教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、30時間の演習をもって1単位とする。
(3) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(課程修了の認定)

- 第22条** 各授業科目の課程修了の認定は、原則としてその授業の終了した学期末に定期の試験を行い、判定した学業成績による。
2 授業時数に対する出席時数の割合が、別に定める一定比率に達しない者は、当該科目につき一切の試験を受けることができない。
3 学費の納入を怠っている者は、試験を受けることができない。
4 やむを得ない事由のため、定期の試験を受けることができなかった者については、追試験を行うことがある。
5 試験は、筆記、口述、論文などの方法による。

(学業成績の評価)

- 第23条** 学業成績の評価は、S(秀)・A(優)・B(良)・C(可)・D(不可)をもってあらわし、C(可)以上を修了と認定する。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

- 第24条** 学生は、卒業するためには、教養科目、専門教育科目あわせて63単位以上を修業年限以上に修得しなければならない。
2 教養科目については、外国語科目2科目4単位以上、社会系科目3科目6単位以上、国際関係系科目2科目4単位以上、健康科学科目講義または実技いずれか1単位以上、専門教育科目については48単位以上を修得しなければならない。

(卒業)

- 第25条** 本学に修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数(別表第1)を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。
2 本学卒業生に本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

- 第26条** 教育職員の免許状を取得しようとする者は、第24条の規定によるほか、教育職員免

- 許法及び同法施行規則の定める単位（別表第2）を修得しなければならない。
- 2 前項の教育職員の免許状の種類並びに履修する学科は次のとおりとする。
幼稚園教諭2種免許状 保育科
 - 3 保育士の資格を取得しようとする者は、保育科に在籍し、第24条の規定によるほか、児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める修業科目及び単位(平成13年厚生労働省告示第198号)を修得しなければならない。
 - 4 社会福祉主事の任用資格を得ようとする者は、本学において別に定める科目を修得しなければならない。

第7章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金

（検定料）

第27条 入学試験を受けようとする者は、所定の入学検定料30,000円を納付しなければならない。

（入学金及び授業料・施設費）

第28条 入学を許可された者は、入学金300,000円を所定の期日までに納付するものとする。

- 2 授業料は、年額600,000円、施設費は年額320,000円とし、前期後期に分ち、年額の2分の1を各学期始めの指定日に納付しなければならない。
- 3 授業料は、1学期を通じて休学した者からは、その学期に限り徴収しない。ただし、途中復学した者は、その学期の授業料を納付しなければならない。

（納付した授業料等）

第29条 一旦收受した入学検定料、入学金、授業料等の納付金は返還しない。ただし、入学金を除く入学時納付金については、所定の手続きを行った場合には返還するものとする。

（実験・実習費）

第30条 実験、実習に必要な費用は、別にこれを徴収する。

（追・再試験料）

第31条 追・再試験を受けようとする者は、所定の試験料を納付しなければならない。

第8章 職員組織、教授会

（職員組織）

第32条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

（教授会の構成及び審議事項）

第33条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めるときは、准教授その他の職員を加えることができる。
- 3 教授会は、次の事項を審議し、学長がこれらの事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成及び履修に関する事項
 - (4) その他前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教員の意見を参酌し学長裁定とした事項
- 4 教授会は、教育研究に関する次の事項を審議し、学長の求めに応じ意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の編入学、転入学、再入学、転学、留学、復学、退学及び除籍に関する事項
 - (2) 学生の試験に関する事項

- (3) 学生の進級に関する事項
 - (4) 学生生活の指導及び学生団体等課外活動に関する事項
 - (5) 学生の表彰、懲戒その他学生の厚生補導に関する事項
 - (6) 研究生、科目等履修生及び外国人留学生の入学及び指導に関する事項
 - (7) 公開講座に関する事項
 - (8) 学則その他学内規程等の制定及び改廃に関する事項
 - (9) 教員の人事に関する事項
 - (10) その他本学の教育研究に関する重要事項
- 5 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 図書館

(図書館)

- 第34条** 本学に図書館を附設する。
- 2 図書館に関する規則は、別にこれを定める。

第10章 科目等履修生

(科目等履修生の入学)

- 第35条** 本学の学科課程の一部を選んで、履修を希望する者があるときは、学生の学修を妨げない限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

(単位の授与)

- 第36条** 科目等履修生は、その履修した学科目について、第21条の規定により単位を与えることができる。
- 2 その他科目等履修生に関する規定は、別に定めるところによる。

第11章 委託学生

(委託学生の入学)

- 第37条** 委託学生として入学を志願する者があるときは、正規の学生の学修を妨げない限り、特別選考のうえ許可することができる。

(委託学生)

- 第38条** 委託学生とは、官公庁、外国政府その他の委託に基づき、第7条及び第8条の規定によらないで、本学において学修を許可された者をいう。

(履修科目の試験)

- 第39条** 委託学生は、履修した科目について試験を受けなければならない。
- 2 前項の試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。

第12章 外国人学生

(外国人の入学)

- 第40条** 本学に外国人を入学させることができる。
- 2 外国人学生の入学については、別に規定で定める。

第13章 公開講座

(公開講座の開設)

- 第41条** 本学には、必要に応じ、公開講座を設けることができる。

第14章 賞 罰

(表 彰)

第42条 操行、学業ともに優秀で、他の模範となる者に対しては表彰し、授業料を免除することがある。

(懲 戒)

第43条 本学に在学するもので、次の各号の1に該当する者は、教授会の審議を経て、学長はこれに訓告、停学及び退学等の懲戒を加えることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第15章 厚生施設

(学 生 寮)

第44条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

附 則

- 1 本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 本学則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 3 本学則は、昭和43年4月1日から施行する。
- 4 本学則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 5 本学則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 6 本学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 7 本学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 8 本学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 9 本学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 10 本学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 11 本学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 12 本学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 13 本学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 14 本学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 15 本学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 16 本学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 17 本学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第2条に規定する家政科食物栄養専攻の学生定員は、平成2年度から平成11年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
家政科 食物栄養専攻	平成2年度	100人	150人
	自 平成3年度 至 平成10年度	100人	200人
	平成11年度	50人	150人

18 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、第2条に規定する国文科及び家政科家政専攻の学生定員は、平成3年度から平成12年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
-------	-----	------	------

国文科	平成3年度	100人	150人
	自平成4年度 至平成11年度	100人	200人
	平成12年度	50人	150人
家政科 家政専攻	平成3年度	60人	90人
	自平成4年度 至平成11年度	60人	120人
	平成12年度	30人	90人

- 19 (1) 本学則は、平成4年4月1日から施行する。
ただし、第28条に定める入学金、授業料及び施設費の金額は、平成4年度以後入学の学生について適用するものとし、平成3年度入学の学生については旧学則に定める金額を適用する。
- (2) 第26条に定める資格の取得は、平成4年度以後入学の学生について適用するものとし、平成3年度入学の学生については旧学則に定める資格の取得を適用する。
- 20 本学則は、平成6年4月1日から施行する。
ただし、第2条の規定にかかわらず平成6年度は、保育科の収容定員は次のとおりとする。

平成6年度 300人

- 21 (1) 本学則は、平成8年4月1日から施行する。
ただし、平成8年3月31日以前から引続き在学している者の、第2条、第19条第2項関係別表第1、第20条第2項関係別表第2、第26条第2項及び第3項、第28条第2項の適用については、
なお従前の例による。
- (2) 第2条に規定する生活科学科食物栄養専攻の学生定員は、平成8年度から平成11年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
生活科学科 食物栄養専攻	自平成8年度 至平成10年度	100人	200人
	平成11年度	50人	150人

- (3) 第2条に規定する生活科学科生活科学専攻の学生定員は、平成8年度から平成12年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
生活科学科 生活科学専攻	自平成8年度 至平成11年度	60人	120人
	平成12年度	30人	90人

- 22 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
ただし、平成9年3月31日以前から引続き在学している者の、第19条第1項及び第2項関係別表第1、第24条の適用については、なお従前の例による。
- 23 本学則は、平成9年4月1日から施行する。
ただし、平成9年3月31日以前から引続き在学している者のうち、旧規則による科目の一部の単位を修得した者の、第26条第4項関係別表第4の適用については、下表右欄に掲げる旧規則による科目欄の科目の単位を修得した者は、同表左欄に掲げる新規則による科目欄に対応する科目の単位を修得したものとみなす。

新規則による科目	単位数	旧規則による科目	単位数
生涯学習概論	1	社会教育	1
図書館概論	2	図書館通論	2
図書館サービス論	2	図書館活動	2
情報サービス概説	2	参考業務	2

レファレンスサービス演習	1	参考業務演習	1
情報検索演習	1	情報管理	1
図書館資料論	2	図書館資料論	2
専門資料論	1	人文科学及び社会科学の書誌解題	1
		自然科学と技術の書誌解題	1
資料組織概説	2	資料目録法	2
		資料分類法	2
資料組織演習	2	資料目録法演習	1
		資料分類法演習	1
児童サービス論	1	青少年の読書と資料	1
図書及び図書館史	1	図書及び図書館史	1
資料特論	1	資料整理法特論	1
コミュニケーション論	1	マスコミュニケーション	1
情報機器論	1	視聴覚教育	1
図書館特論	1	図書館の施設と設備	1
		社会調査	1

備考 (1) 上表右欄旧規則による科目欄の科目「人文科学及び社会科学の書誌解題」「自然科学と技術の書誌解題」のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、新規則による科目欄の科目「専門資料論」の単位を修得したものとみなす。

同様に、「図書館の施設と設備」「社会調査」のうちいずれか1の科目の単位を修得した者は、「図書館特論」の単位を修得したものとみなす。

(2) 上表右欄旧規則による科目欄の科目「図書及び図書館史」「資料整理法特論」「図書館の施設と設備」「社会調査」のうちいずれか1の科目の単位を修得した者の第26条第4項関係別表第4備考(2)の適用については、「選択科目4単位」を「選択科目2単位」と読みかえるものとする。

2.4 本学則は、平成10年4月1日から施行する。

なお、第27条に関しては、平成10年度入学志願者から適用する。また、平成10年3月31日現在に在学している学生についての、第28条、第43条の適用については、なお従前の例による。

2.5 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、第2条に規定する生活科学科食物栄養専攻の学生定員は、平成11年度から平成12年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
生活科学科 食物栄養専攻	平成11年度	100人	200人
	平成12年度	50人	150人

2.6 (1) 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成11年3月31日以前から引続き在学している者の、第2条、第19条第2項関係別表第1、第20条第2項関係別表第2、第26条第2項から第4項、第28条第2項の適用については、なお従前の例による。

(2) 第2条に規定する日本語コミュニケーション学科の学生定員は、平成11年度から平成12年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション 学科	平成11年度	100人	200人
	平成12年度	50人	150人

2.7 (1) 本学則は、平成11年4月1日から施行する。

(2) 平成11年3月31日以前から引続き在学している者のうち、改正前の学校図書館司書教諭講習規程(以下「旧規程」という。)による科目の一部の単位を修得した者の、第26条第3項関係別表第3の適用については、平成15年3月31日

までは、下表右欄に掲げる旧規程による科目欄の単位を修得した者は、同表左欄に掲げる改正後の学校図書館司書教諭講習規程（以下「新規程」という。）による科目欄に対応する科目の単位を修得したものとみなす。

新規程による科目	単位数	旧規程による科目	単位数
学校経営と学校図書館	2	学校図書館通論	1
		学校図書館の管理と運用	1
		学校図書館の利用指導	1
学校図書館メディアの構成	2	図書の整理	2
		図書以外の資料の利用	1
		図書の選択	1
学習指導と学校図書館	2	学校図書館の利用指導	1
読書と豊かな人間性	2	児童生徒の読書活動	1
		学校図書館の利用指導	1
情報メディアの活用	2	図書以外の資料の利用	1

28 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第2条に規定する日本語コミュニケーション学科及び生活科学科生活科学専攻の学生定員は、平成12年度から平成16年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
日本語コミュニケーション学科	平成12年度	90人	190人
	平成13年度	80人	170人
	平成14年度	70人	150人
	平成15年度	60人	130人
	平成16年度	50人	110人
生活科学科生活科学専攻	平成12年度	58人	118人
	平成13年度	56人	114人
	平成14年度	54人	110人
	平成15年度	52人	106人
	平成16年度	50人	102人

29 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第8条第1号は、平成12年度入学志願者から適用する。

30 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成12年3月31日以前から引続き在学している者の、第19条第2項関係別表第1、第20条第2項関係別表第2、第26条第2項の適用については、なお従前の例による。

31 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成12年3月31日以前から引続き在学している者の、第19条第2項関係別表第1、第20条第2項関係別表第2の適用については、なお従前の例による。

32 (1) 本学則は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成13年3月31日以前から引続き在学している者の、第2条、第19条第2項関係別表第1、第20条第2項関係別表第2、第26条第2項、第28条第2項の適用については、なお従前の例による。

(2) 第2条に規定する生活科学科人間福祉専攻の学生定員は、平成13年度から平成16年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
生活科学科人間福祉専攻	平成13年度	56人	114人
	平成14年度	54人	110人
	平成15年度	52人	106人
	平成16年度	50人	102人

- 33 (1) 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
 ただし、平成13年3月31日以前から引続き在学している者の、第1条、第2条、第19条、第2項関係別表第1、第20条第2項関係別表第2、第26条第2項、第6項、第28条第2項の適用については、なお従前の例による。
- (2) 第2条に規定する人間生活学科人間福祉専攻の学生定員は、平成13年度から平成16年度までの間は次のとおりとする。

学 科 名	年 度	入学定員	収容定員
人間生活学科人間福祉専攻	平成13年度	56人	114人
	平成14年度	54人	110人
	平成15年度	52人	106人
	平成16年度	50人	102人

- 34 本学則は、平成13年4月1日から施行する。
 ただし、第21条第3号に関しては、平成12年度入学者より適用するものとし、また、平成13年3月31日以前から引続き在学している者の、第19条第2項関係別表第1、第26条第7項及び関係別表第5、第26条第8項及び関係別表第6の適用については、なお従前の例による。

- 35 (1) 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
 ただし、平成14年3月31日以前から引続き在学している者の、第2条の適用については、なお従前の例による。
- (2) 第2条の規定にかかわらず平成14年度は、保育科、日本語コミュニケーション学科及び人間生活学科人間福祉専攻の収容定員は次のとおりとする。

学 科 名	収容定員
保 育 科	230人
日本語コミュニケーション学科	110人
人間生活学科人間福祉専攻	96人

- 36 本学則は、平成14年4月1日から施行する。
 ただし、平成14年3月31日以前から引続き在学している者の、第19条第2項関係別表第1、第20条第2項関係別表第2、第26条第2項、第26条第5項、第26条第6項、第26条第7項及び関係別表第5、第26条第8項及び関係別表第6の適用については、なお従前の例による。

- 37 本学則は、平成16年4月1日から施行する。
 ただし、平成16年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

- 38 (1) 本学則は、平成17年4月1日より施行する。
 ただし、平成17年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。
- (2) 第2条の規定にかかわらず平成17年度は、保育科、日本語コミュニケーション学科及び人間生活学科健康栄養専攻の収容定員は以下のとおりとする。

学 科 名	収容定員
保育科	310人
日本語コミュニケーション学科	30人
人間生活学科健康栄養専攻	180人

- 39 本学則は、平成18年2月1日より施行する。
- 40 本学則は、平成19年4月1日より施行する。
- 41 (1) 本学則は、平成19年4月1日より施行する。
 ただし、平成19年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。
- (2) 第2条の規定にかかわらず平成19年度から平成20年度までの間は、看護学科の収容定員は以下のとおりとする。

学 科 名	年 度	収容定員
看護学科	平成19年度	80人
	平成20年度	40人

- 4 2 (1) 本学則は、平成21年4月1日より施行する。
ただし、平成21年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

- (2) 第2条の規定にかかわらず平成21年度の収容定員は以下のとおりとする。

学 科 名	年 度	収容定員
人間生活学科人間福祉専攻	平成21年度	40人

学 科 名	年 度	収容定員
人間生活学科健康栄養専攻	平成21年度	80人

- 4 3 本学則は、平成22年4月1日より施行する。
ただし、改正後の第1条、第2条、第3条、第26条、別表第4は平成22年度の入学生から適用し、平成22年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

- 4 4 (1) 本学則は、平成23年4月1日より施行する。
ただし、改正後の第2条、第19条、第24条、別表第1は平成23年度の入学者から適用し、平成23年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

- (2) 第2条の規定にかかわらず平成23年度収容定員は以下のとおりとする。

学科名	収容定員
保育科	330人

- 4 5 本学則は、平成24年4月1日より施行する。
ただし、改正後の第26条、別表第3は平成24年度の入学者から適用し、平成24年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

- 4 6 本学則は、平成25年4月1日より施行する。
ただし、改正後の第21条、第23条、第26条は平成25年度の入学者から適用し、平成25年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

- 4 7 本学則は、平成27年4月1日より施行する。

- 4 8 本学則は、平成29年4月1日より施行する。

- 4 9 (1) 本学則は、平成31年4月1日より施行する。
ただし、改正後の第2条、別表第1、別表第2は平成31年度の入学生から適用し、平成31年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

- (2) 第2条の規定に関わらず平成31年度の収容定員は以下のとおりとする。

学科名	収容定員
保育科	250人

- 5 0 本学則は、令和2年4月1日より施行する。

- 5 1 本学則は、令和3年4月1日より施行する。

- 5 2 本学則は、令和5年4月1日から施行する。
ただし、令和5年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

- 5 3 本学則は、令和6年4月1日より施行する。

- 5 4 (1) 本学則は、令和7年4月1日より施行する。
ただし、令和7年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。

(2) 第2条の規定にかかわらず令和7年度の収容定員は以下のとおりとする。

学科名	年度	収容定員
保育科	令和7年度	150人

別表第1					
(1) 教養科目					
授業科目 の区分等	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	計	
外国語 科目	英語	2		2	
	英語コミュニケーション	2		2	
社会系 科目	心理学		2	2	
	日本国憲法		2	2	
	ボランティア		2	2	
	生命倫理		2	2	
国際関係系 科目	国際関係論		2	2	
	比較文化論		2	2	
健康科学 科目	健康体育論		2	2	
	幼児体育 I		1	1	

(2) 専門教育科目

学科の名称	授業科目	単位数			備 考
		必修	選択	計	
保育科	保育原理	2		2	
	教育学原論	2		2	
	児童家庭福祉		2	2	
	社会福祉	2		2	
	子育て支援		1	1	
	社会的養護	2		2	
	幼児教育教師論	2		2	
	発達心理学	2		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	2	
	子どもの理解と援助		1	1	
	子どもの保健		2	2	
	子どもの健康と安全		1	1	
	子どもの食と栄養		2	2	
	家庭支援論		2	2	
	教育課程論		2	2	
	保育内容総論		1	1	
	健康指導法		1	1	
	人間関係指導法		1	1	
	環境指導法		1	1	
	言葉指導法		1	1	
	音楽的表現指導法		1	1	
	造形的表現指導法		1	1	
	乳児保育Ⅰ	2		2	
	乳児保育Ⅱ		1	1	
	特別支援保育	2		2	
	社会的養護内容		1	1	
	幼児音楽Ⅰ	2		2	
	図画工作	2		2	
	幼児体育Ⅱ	2		2	
	保育実習Ⅰ【保育所】	2		2	
	保育実習Ⅰ【施設】	2		2	
	保育実習指導Ⅰ【保育所】		1	1	
	保育実習指導Ⅰ【施設】		1	1	
	保育実践演習	2		2	
	教育社会学	2		2	
	教育相談		2	2	
	食育指導		1	1	
	病後児保育		1	1	
	児童文学		2	2	
	健康		2	2	
	幼児と人間関係		2	2	
	身体的表現指導法		1	1	
	教育方法論		2	2	
幼児音楽Ⅱ	2		2		
音楽表現実践演習Ⅰ		2	2		
幼児音楽Ⅲ	2		2		
音楽表現実践演習Ⅱ		2	2		
保育と情報処理		2	2		
保育実習Ⅱ		2	2		
保育実習指導Ⅱ		1	1		
保育実習Ⅲ		2	2		
保育実習指導Ⅲ		1	1		
教育実習Ⅰ		2	2		
教育実習Ⅱ		2	2		
教育実習指導		1	1		
教職実践演習		2	2		

幼稚園教諭2種免許状												
学科の名称	授業科目	単位数			備考							
		必修	選択	計								
保 育 科	発達心理学	2		2								
	子どもの理解と援助		1	1								
	特別支援保育	2		2								
	健康指導法		1	1								
	人間関係指導法		1	1								
	環境指導法		1	1								
	言葉指導法		1	1								
	音楽的表現指導法		1	1								
	造形的表現指導法		1	1								
	身体的表現指導法		1	1								
	幼児教育教師論	2		2								
	教育学原論	2		2								
	教育社会学	2		2								
	教育課程論		2	2								
	教育方法論		2	2								
	教育相談		2	2								
	健康		2	2								
	幼児と人間関係		2	2								
	児童文学		2	2								
	幼児音楽Ⅰ		2	2								
	幼児音楽Ⅱ		2	2								
	教育実習指導		1	1								
	教育実習Ⅰ		2	2								
	教育実習Ⅱ		2	2								
	教職実践演習		2	2								

新	旧																		
<p>(学科及び学生定員) 第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="151 414 833 533"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td>50人</td> <td>100人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50人</td> <td>100人</td> </tr> </tbody> </table>	学科名	入学定員	収容定員	保育科	50人	100人	合計	50人	100人	<p>(学科及び学生定員) 第2条 本学において設置する学科及びその学生定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="995 414 1596 533"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td>100人</td> <td>200人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100人</td> <td>200人</td> </tr> </tbody> </table>	学科名	入学定員	収容定員	保育科	100人	200人	合計	100人	200人
学科名	入学定員	収容定員																	
保育科	50人	100人																	
合計	50人	100人																	
学科名	入学定員	収容定員																	
保育科	100人	200人																	
合計	100人	200人																	
<p>附則 54 (1) 本学則は、令和7年4月1日より施行する。ただし、令和7年3月31日以前から引き続き在学している者は、なお従前の例による。 (2) 第2条の規定にかかわらず令和7年度の収容定員は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="151 828 833 911"> <thead> <tr> <th>学科名</th> <th>年度</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育科</td> <td>令和7年度</td> <td>150人</td> </tr> </tbody> </table>	学科名	年度	収容定員	保育科	令和7年度	150人													
学科名	年度	収容定員																	
保育科	令和7年度	150人																	